

桑名市告示第306号

桑名市保育士等登録促進キャンペーン事業奨励金支給要綱を次のように定める。

令和6年12月25日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市保育士等登録促進キャンペーン事業奨励金支給要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内の私立認可保育施設及び幼稚園（認定こども園の幼稚園部分を含む。以下「保育施設等」という。）に、新たに就労を希望する保育士及び幼稚園教諭（以下「保育士等」という。）並びに保育士等を紹介した者に対して桑名市保育士等登録促進キャンペーン事業奨励金（以下「奨励金」という。）を支給することにより、市の保育士等登録を促進し、必要な保育士等の人材確保に資することを目的とする。

(支給対象者及び支給額等)

第2条 奨励金の支給の対象となる者は、保育士等の有資格者で、市の保育士等登録を自ら行った者（以下「登録者」という。）及び紹介により行った者（以下「被紹介者」という。）並びに被紹介者の合意を得て市に紹介した個人（以下「紹介者」という。）とする。

2 奨励金の支給要件及び支給額は、別表のとおりとする。

3 奨励金を受けることができる回数は、登録者又は被紹介者として1回、紹介者として3回を限度とする。

(就労継続期間の算定)

第3条 就労継続期間の算定においては、次に掲げるものとする。

(1) 同一の保育施設等で継続して就労する期間を通算する。ただし、同一の法人が運営する市内の保育施設等における異動については継続しているものとみなす。

(2) 勤務を開始する日の属する月を初月とする。

(3) 所属法人内等での異動又は同一の保育施設等での勤務において、保育現場を離れている期間は算入しない。ただし、産前産後、育児、疾病等による休職期間は算入できるものとする。

(4) 懲戒処分を受けた場合、懲戒処分を受けた日（期間の定めのある懲戒処分にあってはその期間の満了する日）以前の勤続期間は算入しない。

(支給の申請)

第4条 奨励金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、要件を満たした日から90日以内に、桑名市保育士等登録促進キャンペーン事業奨励金支給申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 6月以上就労を継続した場合の申請において、登録者又は被紹介者を雇用する保育施設等は、申請書の内容に誤りがないことを市長に証明するものとする。

(支給の決定)

第5条 市長は、前条第1項に規定する申請があったときは、申請の内容を審査し、適当と認めたときは、支給の決定を行い、桑名市保育士等登録促進キャンペーン事業奨励金支給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、奨励金を申請者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(奨励金の返還)

第6条 奨励金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに支給された奨励金を返還しなければならない。

(1) 申請の内容に虚偽があったとき。

(2) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

支給対象者	支給要件	支給額
登録者	市の保育士等登録リスト（以下「リスト」という。）に登録したとき。	3,000円
	リストに登録後、保育施設等に就労し、6月以上就労を継続したとき。	10,000円
被紹介者 及び紹介者	被紹介者が紹介者から紹介を受けてリストに登録したとき。	被紹介者及び紹介者に それぞれ3,000円
	被紹介者がリストに登録後、保育施設等に就労し、6月以上就労を継続したとき。	被紹介者及び紹介者に それぞれ10,000円

様式第 1 号（第 4 条関係）

桑名市保育士等登録促進キャンペーン事業奨励金支給申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）桑名市長

桑名市保育士等登録促進キャンペーン事業奨励金の支給を受けたいので、桑名市保育士等登録促進
キャンペーン事業奨励金支給要綱第 4 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。
なお、支給を受けるにあたっては、誓約事項について誓約します。

支給申請者兼誓約者氏名（自署）

支給申請額

円

申請者

支給対象者	☐ 有資格者 （登録者または被紹介者） ☐ 紹介者	支給要件	☐ ①市の登録リストに登録 年 月 日 ☐ ②登録後、保育所等に 6 月 以上継続して就労
フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名			
住 所	〒		
電話番号		メール アドレス	

有資格者 ※の項目については、支給要件②の申請の場合のみ記載してください。

氏 名	☐ 申請者と同じ	生年月日	年 月 日 ☐ 申請者と同じ
資 格	☐ 保育士 ☐ 幼稚園教諭		
※就労先			
※雇用形態	☐ 常勤職員 ☐ 非常勤職員（勤務時間：日 時間 または 週 時間）		
※勤続期間	勤務開始日 年 月 日 交付要件を満たす日 年 月 日		
※勤続期間 から除く期間	☐ なし ☐ あり ☐ 保育に従事しなかった期間 ☐ その他（ ） 期間 年 月 日～ 年 月 日		
※懲戒処分	☐ なし ☐ あり 事由（ ） 期間 年 月 日～ 年 月 日		

誓約事項

- ☐ 申請書及び提出書類の内容は全て事実と相違ありません。
- ☐ 桑名市保育士等登録促進キャンペーン事業奨励金支給要綱第6条の規定に該当する場合は、市に申し出ます。また、既に支給を受けている場合は速やかに返還します。
- ☐ 支給申請に係る要件や就労状況等の確認のために、市が保有する個人情報等を閲覧することや、官公署等に対して必要な書類の閲覧もしくは資料の提供を求めること、また、就労先に調査や情報共有を行うことについて同意します。
- ☐ 市税等（市に納付する使用料や手数料等を含む。）の滞納はありません。
- ☐ 市が行う本事業に関する調査等に協力します。

振込先（申請者名義）

金融機関名		支店名							
口座種別	1.普通 2.当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義									

添付書類

- ☐ 振込先口座情報を確認できる書類

事業所証明（有資格者のみ） 支給要件②の申請の場合のみ記載してください。

有資格者は、当施設で雇用している保育に従事している職員であり、申請書に記載した内容（資格・雇用形態・就労先・勤続期間等）に誤りがないことを証明します。

年 月 日

保育所等の所在地

保育所等の名称

代表者の職及び氏名

印

（申請者） 様

桑名市保育士等登録促進キャンペーン事業奨励金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました桑名市保育士等登録促進キャンペーン事業奨励金の支給について、下記のとおり決定しましたので、桑名市保育士等登録促進キャンペーン事業奨励金支給要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定により通知します。

年 月 日

桑名市長



記

- 1 奨励金の額 円
- 2 奨励金の対象となる事業 保育士等登録促進キャンペーン事業奨励金
- 3 奨励金の交付の条件は、以下のとおりとする。
 - ① 要綱の規定を遵守すること。
 - ② 登録者(有資格者)の申請した住所・メールアドレス・電話番号等に変更がある場合は、市に連絡すること。